

第 8 6 号議案

足立区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例

足立区の福祉に関する事務所設置条例（昭和 4 0 年足立区条例第 1 号）
の一部を次のように改正する。

別表足立区中部福祉事務所の項中「保塚町」の次に「、南花畑一丁目、
南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目」を加え、同表足立区西部
福祉事務所の項中「江北七丁目」の次に「、古千谷一丁目、古千谷二丁
目、古千谷本町一丁目、古千谷本町二丁目、古千谷本町三丁目、古千谷
本町四丁目」を、「椿二丁目」の次に「、舎人一丁目、舎人二丁目、舎
人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人六丁目」を加え、同表足立区
北部福祉事務所の項中「、古千谷一丁目、古千谷二丁目、古千谷本町一
丁目、古千谷本町二丁目、古千谷本町三丁目、古千谷本町四丁目」、「
、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人
六丁目」及び「、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑
四丁目」を削る。

付 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

福祉事務所の所管区域を変更する必要があるので、この条例案を提出
いたします。